

Q**ごみ集積所の設置管理について****A****必要があれば見直しをする**

近藤 英基 議員

質問一 鶴ヶ島市ごみ及び資源の集積所の設置及び管理に関する要綱について。

- 二 集積所においての問題点は。
- 三 自治会未加入の市民がごみ集積所を使用することについて。
- 四 ごみ集積所の問題に対する市の対応は。
- 五 ごみ集積所を設置していないアパートに対する指導は。

六 転入した市民へのごみの出し方の指導は。

七 ごみ集積所設置の補助金について。

八 要綱の見直しについて。

答弁一（市長） 鶴ヶ島市においては他市町に比べてより細かく集積所を設置できる。

二 使用世帯の増加によって飽和状態になっている集積所がある。

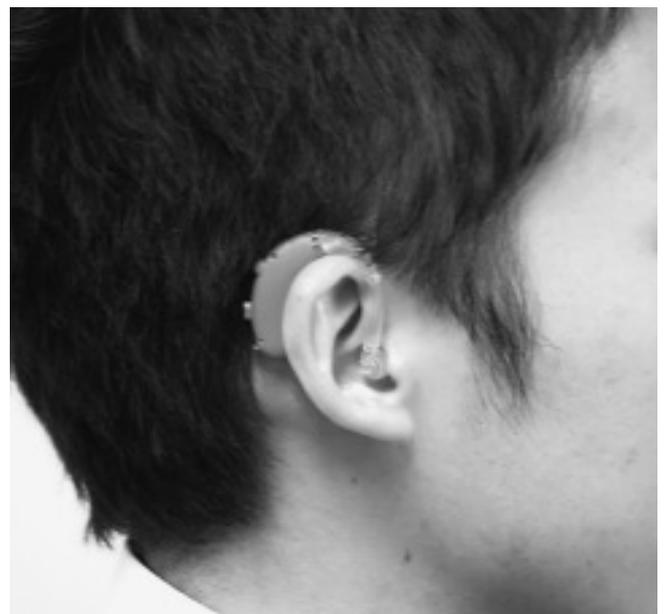


ごみ集積所

- 三 パトロールの実施やルールの徹底などの周知を図っていく。
- 四 地域の実情により自治会等と協議するようお願いする。
- 五 所有者等に独自に集積所の設置を要請するなどしている。
- 六 転入の際、資料をお渡しして、分別等の周知を行っている。
- 七 自治会への補助制度が有効に活用されるように周知に努める。
- 八 課題等を今後検証し、必要があれば見直しをする。

Q**軽、中度者への補聴器購入助成****A****購入費用の助成を実施していく**

五伝木隆幸 議員



補聴器

質問一 身体障害者手帳所持者に対する補聴器購入について、本市の実績は。

二 軽中度難聴者（児）からの補聴器購入に対する要望は。

三 埼玉県が24年度予算に計上した事業の概要は。

四 軽中度難聴者（児）への補聴器購入費助成について市の見解は。

答弁一（市長） 聴覚障害が原因で身体障害者手帳を所持している人は平成24年3月1日現在で、111人おり、そのうち補聴器の交付を受けた人は75人である。

二 中軽度難聴者から補聴器の購入助成について相談を受けたこと

は数件あったが、正確な数は把握していない。

三 身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽中度難聴児の補聴器購入費用の助成事業を行う市町村に対し、県が事業費の一部を助成するもので、費用負担割合は県が基準額の3分の1を負担するものである。

四 幼児期は言語能力を獲得する重要な時期であり、難聴児のコミュニケーション能力向上における補聴器の果たす役割は大きい。そのため、県の事業内容を踏まえ、補聴器の購入費用助成を実施する。

◎**その他の質問** 公会計制度改革